

こども家庭庁からのお知らせです

子ども・子育て支援金制度が始まります

Q1 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ▶ 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ▶ 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

Q2 なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ▶ 子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になり、この社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ▶ そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。

Q3 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると、令和10年度で月額**450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

Q4 いつから始まるの？

支援金制度は**令和8年4月から**始まります。

Q5 神建連国保の保険料はどうなるの？

全ての医療保険制度加入者の皆様にご負担いただくことになりますので、神建連国保にご加入中の皆様にも**令和8年4月分の保険料から今までの保険料に上乗せして**子ども・子育て支援金をお支払いいただくことになります。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

こども家庭庁 (TEL:03-6771-8030)

神奈川県建設連合国民健康保険組合 (TEL: 045-453-9661)



こども家庭庁HP

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

※児童手当の拡充

- ▶所得によらず、支給の対象となります。
- ▶支給期間を高校生年代まで延長します。
- ▶第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- ▶4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満

支援対象	児童手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降 1.5万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	

所得制限なし

支援対象	児童手当(月額)	
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	
高校生	1万円	

※令和6年10月分から拡充

※妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- ▶妊娠届出時に5万円
- ▶妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。

1回目

妊娠を届け出たとき

2回目

妊娠後期

3回目

産後まもない時期

妊娠届出時
5万円

妊娠している
子どもの数
×5万円

その後も
継続的に
支援

※令和7年度から制度化

※育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

※こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(子ども1人当たり10時間／月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

※出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



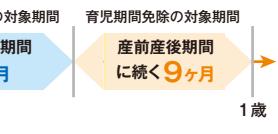
※育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

(実父や養子を養育する父母の場合)



(実母の場合)



※令和8年10月から実施

子ども・子育て支援金制度について

もっと知りたいときは

こども家庭庁

TEL:03-6771-8030

こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による
紹介記事



三原前大臣からの
メッセージ

